

簡易型船舶自動識別装置の経過措置に関する改正の解説

1. はじめに

2026年6月公表の、簡易型船舶自動識別装置の経過措置に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、安全設備規則検査要領（日本籍船舶用）である。なお、本改正は2026年6月29日から適用される。

2. 改正の背景

2024年12月26日付の安全設備規則／検査要領一部改正により、Coasting Service 又はこれに相当する付記を有する船舶のうち一部のものには、簡易型船舶自動識別装置を備えることが要求されている。

また、当該改正の経過措置として、2025年4月1日前に建造契約された船舶については、2025年4月1日以降の最初に行われる定期検査の時期までに簡易型船舶自動識別装置が備えられることを確認することとした。

しかし、これに対応する国内法令（船舶設備規程）における経過措置とは、一部に齟齬が生じていることが判った。

このため、経過措置を国内法令に整合させるべく、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

安全設備規則検査要領2編1.1.3-1.(7)において、経過措置の対象となる船舶に簡易型船舶自動識別装置が備えられることを確認する時期を、2025年4月1日以後に行われる主要な変更もしくは改造又は最初の定期検査の時期までとしていたところに、2025年4月1日以後に行われる登録検査を追加した。